

# 全国大学コンソーシアム協議会 運営委員会規程

制定 2009年9月12日

改正 2013年9月14日

改正 2015年9月12日

## (目的)

第1条 全国大学コンソーシアム協議会規約（以下「規約」という）第15条の規定に基づき、全国大学コンソーシアム協議会（以下「本協議会」という）に、運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2. 委員会の任務、機構、運営等は、規約及びこの規程の定めるところによる。

## (委員)

第2条 委員会は、次の各号の者を以って構成する。

(1) 幹事組織から選出された者

(2) 幹事組織以外で、全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム（以下「フォーラム」という）開催地となる組織から選出された者

(3) 代表幹事が指名する者

2. 前項第2号の委員の任期については、次期開催地に決定した時点から、フォーラム開催事業年度の年度末までとする。

3. 第1項第3号の委員の任期については、指名後2年以内に終了する事業年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

## (委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、前条第1項第1号の中から委員の互選により選任する。

2. 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

3. 副委員長は、当該年度フォーラム開催地となる組織から選出された者及び次期開催地となる組織から選出された者各1名とする。ただし、副委員長のいずれもが第2項第1号の者に該当しない場合は、運営委員の互選により第2項第1号の者の中から副委員長を追加選出するものとする。

4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

5. 委員長の任期は、原則として選任後2年以内に終了する事業年度の年度末までとする。

## (任務)

第4条 委員会は、次の事項について、審議決定することができる。

(1) フォーラムの企画・実施に関すること

(2) 本協議会の入会金、会費の管理に関すること

(3) 本協議会の広報に関すること

(4) その他、本協議会の日常的な運営に関すること

2. 委員会は、次の事項について、審議することができる。

(1) 会員の入退会に関する審査

(2) 本協議会の規約・規程の制定及び改廃に関すること

3. 委員会は、必要な事項に関して幹事会に意見を具申することができる。

(招 集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員長は、必要に応じ、代表幹事の出席を要請することができる。

(成立要件)

第6条 委員会は、委員総数の過半数の出席を以って成立し、出席委員数の過半数の同意により決する。

2. 当該議事につき、予め書面をもって意志を表示した委員は、出席者とみなす。また、委員代理についても、同様とする。

(決議の省略)

第7条 代表幹事が必要と認めた場合は、書面により委員会を開催することができる。

2. 書面により委員会を開催する場合において、委員の過半数が、書面もしくは電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、委員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第8条 委員会の議事については、議事録を作成し、出席した委員全員の承認を得なければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務について知り得た機密事項を、第三者に提供、開示、漏洩してはならない。

(規程の運用)

第10条 本規程の運用にあたって疑義が生じたときは、本委員会の審議を経た後、幹事会において協議の上決議する。

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、運営委員会及び幹事会の審議を経て、総会にて決議する。

(その他)

第12条 本規程に定めのない事項であって、必要な事項は、幹事会が別に定める。

附 則

本規程は、2009年9月12日から施行する。

本規程は、2013年9月14日から施行する。

本規程は、2015年9月12日から施行する。